

## 監事の意見書

農業保険法第53条第1項の規定により、令和6年5月21日に、理事より提出された令和5年度事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書並びに剰余金処分案及び不足金処理案の各事項の調査を遂げその正確適正なることを認めます。

令和6年6月20日

愛知県農業共済組合

代表監事 朝岡 洋之

監事 早川 智洋

監事 大橋 義弘